**平成２４年（再イ）第３９号**
広島市南区丹那町16番16号
再生債務者　髙瀬　和子
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月15日まで
平成24年10月18日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（再イ）第１号**
広島県安芸高田市吉田町中馬753番地１
再生債務者　谷本　章三
1　決議に付する再生計画案　平成24年10月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年11月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年11月15日まで
平成24年10月18日　広島地方裁判所三次支部

## 小規模個人再生による再生計画認可

**平成２４年（再イ）第３３号**
広島市西区草津南４丁目４番３―204号
再生債務者　矢田　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月16日
広島地方裁判所民事第４部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２３年（再イ）第７２号**
川崎市多摩区長沢４丁目29番５―305号
再生債務者　柴田　恭成
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年10月16日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（再イ）第９０号**
東京都荒川区西日暮里４―７―31―A105、住民票上の住所北海道札幌市中央区南13条西21丁目２―２―601
再生債務者　田中　昌典
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年10月17日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再イ）第５８号**
神戸市長田区重池町１丁目10番８号―413号
再生債務者　清水　隆幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年10月17日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２４年（再ロ）第１０号**
さいたま市南区根岸３丁目27番３号206
再生債務者　蒲谷　雅嗣
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月21日から平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２４年（再ロ）第６号**
埼玉県飯能市美杉台２丁目２番地１　レーベンリヴァーレ美杉台グローブヒルズ313号
再生債務者　松永　崇志
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月21日から平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（再ロ）第３号**
兵庫県川西市緑が丘２丁目７番７号
再生債務者　橋本　　修
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月21日から平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（再ロ）第７号**
香川県高松市上林町24番地１　パインテイルＣ棟101号室
再生債務者　榎並　和子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月29日から平成24年12月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２４年（再ロ）第１号**
北海道帯広市西24条南３丁目41番地12
再生債務者　早川　　徹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月12日まで
平成24年10月17日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

**平成２４年（再ロ）第１０号**
大阪府南河内郡太子町大字春日151番地の13
再生債務者　安田　和豊
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月13日まで
平成24年10月16日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第１号**
岐阜県多治見市松坂町５丁目11番地の75
再生債務者　ミヤケンこと　宮川　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月７日まで
平成24年10月17日
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２４年（再ロ）第３号**
香川県高松市藤塚町３丁目３番１号
再生債務者　鈴江　康宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月15日まで
平成24年10月18日
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（再ロ）第４号**
香川県高松市藤塚町３丁目３番１号
再生債務者　鈴江　秀子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月15日まで
平成24年10月18日
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（再ロ）第１００３５号**
東京都葛飾区東新小岩１―３―５―803ライオンズマンション新小岩駅前壱番館
再生債務者　佐藤　芳治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月１日まで
平成24年10月18日
東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第３号**
千葉県柏市逆井３丁目24番42号
再生債務者　志賀　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月16日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（再ロ）第１００２５号**
東京都練馬区平和台２―１―３
再生債務者　下地　芳広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月17日
東京地方裁判所民事第20部